

E1725
Doc P5770

正義ノ爲ニ

訊問調書

本日（木曜日）一九四六年／昭和二十一年五月十六日私印テ汽船「ニユ・ホーラント」號輸送指揮官ノ命ニヨル戦争犯罪調査係豫備歩兵中尉准男爵法學士「ウヰニア・バウト」ノ面前ニ左記ノ者出頭ス

氏名 イエ・ペールマン 舊姓 バレホーイエン
職 業 無シ

此後ノ住所 ヘーグ市リアウ街一八三

年 齡 二十七才

コ、ニ於テ出頭人ハソノ宗教的の信念ニ從ヒ全ク眞實ヲ述ベ眞實以外ノ何事ヲモ述ベザルコトヲ誓言ス。

私ハ一級被抑留者トシテ「ムテラン」收容所ニ拘留サレマシタ。一九四四年／昭和十九年ノ一月二十八日、私ハ吾ガ婦人部指導者「レイツスマ」夫人カラ日本軍俘虜收容事務所へ出頭スル様ニト云ハレマシタ。此處デ私ハ爪哇人ノ一看護ヲ見マシタ。彼ハ私ヲ他ノ六人ノ婦人ヤ少女等ト一階ニ送レテ收容所ノ外側ニアツタ警察署ヘ送レテ行ツタ。進行サレタ人々ノ名前ハ「アンニホーマンズ」

「ゼイリストラ」夫人。「ブレッツカー」夫人。「ク
 クラウト」夫人。「ケイコーブ」夫人及び「デウ
 レーへ」夫人デアリマシタ。

私等ガ爪哇人看護ニ案内サレテ收容所へ歸ヘツ
 テ靴ニ所持品ヲ充メタ後ニ其看護ハ私等ヲ日本軍
 俘虜收容所事務所へ送レテ行キマシタ。此處デ私
 等ハ三人ノ日本人ニ引渡サレテ三重ノ私有自動車
 デ「マゲラン」へ輸送サレ午後四時ニ到着シマシ
 タ。我々ハ「テウグラン」ト稱セラレ十四ノ家屋
 カラ成ツテキタ小サイ收容所へ送レテ行カレマシ
 タ。一九四四年ノ昭和十九年ノ一月二十五日、私
 達ノ收容所カラ進行サレタ婦人ヤ少女等ノ一團ト
 此處デ會ヒマシタ。

一九四四年ノ昭和十九年ノ二月三日、私達ハ再
 ビ日本人醫師ニ依ツテ健康診断ヲ受ケマシタ。此
 回ハ少女等モ含ンデ居マシタ。其處デ私達ハ日本
 人向キ娼婦ニ向ケラレルモノデアルト聞カサレマ
 シタ。其日ノ晩ニ娼婦ガ請カレル筈デシタ。所宅
 後「ブレッツカー」夫人ト私ハ凡ユル戸ヤ窓ヲ閉メ

Doc 5770

マシタ。午後九時頃戸ヤ窓ヲ叩ク音ガアリマシタ。
私道ハ戸モ窓モ閉ケ、閉サシテハナラヌト命ゼラ
レマシタ。震室ダケハ戸ヲ錠デ閉シテ私ハ其處へ
閉デ籠リマシタガ他ハ其通りニシマシタ。私ハ是
ヲ二月五日 日曜日マデ繼續シマシタ。其日ニモ
亦日本軍兵卒等ガ收容所へ入ツテ來マシタ。(以
前ハ日本軍將校ノミデシタ)是等兵士ノ幾ラカガ
遣入ツテ其ノ中ノ一人ハ私ヲ引取ツテ私ノ室へ遣
レテ行キマシタ。私ハ一憲兵將校ガ入ツテ來ルマ
デ反抗シマシタ。其憲兵ハ私達ハ日本人ヲ接待シ
ナケレバナラナイ。何故カト云へバ若シ吾々ガ進
ンデ應ジナイナラバ、居所ガ判ツテキル吾々ノ夫
ガ責任ヲ問ハレルト私ニ語リマシタ。コノ後ニ語
ツタ後、憲兵ハ其兵士ト私トタケ強シテ立去リマ
シタ其時デスラモ私ハ尙ホ抵抗シマシタ。然シ事實
上私ハヤラレテシマイマシタ。彼ハ衣服ヲ私ノ身
体カラ褫キ取リマシタ。ソシテ私ノ兩腕ヲ後ニ捻
リマシタ。ソコデ私ハ氣力トナリ、ソノ後デ彼ハ
私ニ強^性交ヲ迫リマシタ。私ハ此ノ兵卒ハ誰デアツ
タカ又其憲兵將校ノ姓名モ知りマセン。

此ノ狀態ガ三週間繼續シマシタ。勞働日ニハ娼

Doc 5770

後ハ日本將校ノタメニ日曜日午後八日本下士達ノ
タメニ開カレ日曜日ノ午前八兵卒等ノタメニ保留
サレマシタ。娼家ヘハ時々一般日本人ガ來マシタ。
私ハ常ニ拒絶シマシタガ無効デアリマシタ。

一九四四年ノ昭和十九年ノ二月ノ終リ頃カ三月
ノ始頃ニ私ハ事務所ヘ出頭スル儀ニ命ジラレマシ
タ。其處ニハタキグヂト言フ日本ノ一將校ガ居
マシタ。彼ハ私ガ受ケタ待道ニ臨シテ私ノ訴ヲ復
據トシテ事件ヲ調査スルト約束シマシタ。彼ハ亦
私達ヲ拘留者收容所ヘ送還スルタメニ極力努力ス
ルコトヲ約束シマシタ。彼ハ兵卒ヤ下士ヤ一般日
本人ニ對シテ娼家ヲ閉鎖シテ私達ノタメニ直ニ情
況ヲ改善シテ呉レマシタ。

出頭人ハ本調書ヲ讀ミ聞カサレタ後、其陳述ヲ主
張スル旨宣言シタル後出頭人及調書作製人ハ本調
書ニ署名ス。

調書作製人 ウエ・ア・バウト

出頭人 蓋姓バレホーイエン・イエ・ベールマン

一九四六年五月十六日汽船「ニユ・ホーランド」
照ニテ本調書ヲ作製ス

調書作製人 ウエ・ア・バウト 署名

4.

Doc 5770 (cert)

證 明 書

下記署名蘭印軍陸軍大尉和蘭軍情報部駁犯課長「ヂヤールズ・ヨンゲネール」ハ先ヅ正式ニ宣誓ノ上添附陳述書ハ左記標題ノ和蘭原本全文ノ真正完全且正確ナル寫シニシテ尙右原本ハ和蘭軍情報部ノ公式記録ノ一部ナルコトヲ證言ス

記

一九四六年ノ昭和二十一年ノ五月十六日附、自印軍陸軍中尉「ウエ・ア・バウト」准身會ニ依ツテ作成セラレタル、茲に「ファン・バレホーイエン」即チ「イエ・ベールマン」夫人ノ宣誓陳述書 (No. 041 / 595 / H)

署名 チヤールズ・ヨンゲネール

(和蘭軍情報部官印)

一九四六年ノ昭和二十一年ノ八月廿九日「バタビ」

余、蘭領東印度事務總長事務局附先任官東蘭印軍砲兵少佐、法學士「カ・ア・デウ・ウエールト」ノ面前ニテ署名シ且宣誓セリ

署名 カ・ア・デウ・ウエールト

(バタビア・セントルム事務總長官印)